

(別 紙)

諮問番号：令和4年（処分）諮問第1号

答申番号：令和5年（処分）答申第1号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

処分庁が行った、〇〇町〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇の土地（以下「本件土地」という。）に対する令和3年度固定資産税の賦課決定処分に対する審査請求（令和3年（処分）第2号）並びに本件土地に対する令和4年度固定資産税の賦課決定処分に対する審査請求（令和4年（処分）第4号）（審査請求（令和3年（処分）第2号）と審査請求（令和4年（処分）第4号）を併せて、以下「本件各審査請求」という。）のうち、令和3年度分及び令和4年度分については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、理由がないから棄却されるべきである。

また、本件各審査請求のうち、工事着工時（平成7年度）から令和2年度までの分については、行政不服審査法第45条第1項の規定により、不適法なものであるから却下されるべきである。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 佐世保市道〇〇〇〇線の敷地を含む佐世保市〇〇町〇〇〇〇〇の固定資産税の賦課決定処分は、適法であるのか（争点1）

〔審査請求人の主張〕

本件賦課決定処分は、市道工事の着工から25年以上経過しているが、毎年工事前の面積で課税されており、これは種々の問題解決が遅れているため境界確定に至らず、登記がされていないためである。

原因の発端は、佐世保市が市道工事着工に当たって、不動産登記法に定める公図（字図）を改ざんして工事が実施されていることであり、審査請求人としては、本件賦課決定処分により固有の権利を侵害されており、処分庁の民法第709条に定める不法行為による損害賠償責任が履行されない限り、境界確定に応じる見込みはない。

本件のように財産権を侵害されているならば、課税対象に法的な正当性はなく、適正な賦課決定処分とはいえない。

〔処分庁の主張〕

審査請求人は本件土地の一部が佐世保市道に含まれていると主張しているが、審査請求人も述べているとおり境界確定に至っておらず、分筆登記もなされていない。また、固定資産税の地積の認定は、固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号）により「地積の認定は、登記簿に登録されている地積によるものとする。」とされているため、本件土地を宅地と認定し賦課決定処分したことは適正である。

例外的に、登記されている地積が現況の地積よりも大きいと認められる場合にあっては、土地の境界を確定し、実測した地積によって評価を行うものとされている。しかし、境界確定には至っていないため、登記簿の地積が現況の地積より大きいと認めることはできないことから、登記簿地積を課税地積とした本件賦課決定処分が適法であることは明らかである。

## 2 佐世保市〇〇町〇〇〇〇〇に係る固定資産税の賦課決定処分は適切に行われたのか（争点2）

〔審査請求人の主張〕

本件賦課決定処分のうち、〇〇町に所在する土地〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇は隣接した土地であり、審査請求の対象としている土地は〇〇町〇〇〇〇〇であるが、両方の土地の境界は確定されてなく、市道工事の着工当時から、土木部の希望で2筆合わせて境界確定することになっている。

〔処分庁の主張〕

争点1の主張と同様に、地積の認定は登記簿によるものであり、例外として登記されている地積が現況の地積よりも大きいと認められる場合にあっては実測した地積により評価するが、境界確定に至っていないため登記簿の地積が現況の地積より大きいと認めることはできないことから、登記簿地積を課税地積とした本件賦課決定処分が適法であることは明らかである。

## 3 本件審査請求のうち、平成7年度から令和2年度までの固定資産税の賦課決定処分に関する審査請求については、適法となるのか（争点3）

〔審査請求人の主張〕

平成7年度分から令和2年度分について、法により却下を求められているが、課税の手続き上、分離できないため課税されているものである。争点1の主張のとおり、民法に定める不法行為による損害賠償請求権は有しており、却下する理由はない。

また、その原因究明は期間に関係なく行う必要があり、問題発生から

19日目に異議申立を行っており、期間が経過しているとは考えていない。

[処分庁の主張]

平成7年度分から令和2年度分までの賦課決定処分については、審査請求期間経過後にされたものであるため行政不服審査法第45条第1項により却下を求める。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

争点1及び争点2については、処分庁に違法性又は不当性はないと判断するから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、理由がないから棄却すべきである。

争点3については、審査請求期間経過後になされた不適法な審査請求であるから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、却下すべきである。

#### 2 審理員意見書の理由

審理員意見書の「意見」中の「第2【争点1】に対する判断」、「第3【争点2】に対する判断」、「第4【争点3】に対する判断」に記載のとおり。

### 第4 調査審議の経過

令和4年12月26日付けで審査庁である佐世保市長から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同日及び令和5年2月2日の審査会において、調査審議を行った。

### 第5 審査会の判断の理由

1 当審査会も、審理員意見書の判断のとおり、本件各審査請求のうち、令和3年度分及び令和4年度分については、行政不服審査法第45条第2項の規定により理由がないから棄却すべきであると判断し、本件各審査請求のうち、平成7年度分から令和2年度分までについては、行政不服審査法第45条第1項の規定により、不適法なものであるから却下されるべきであると判断する。その理由は、以下のとおりである。

#### 2 争点1から争点3までに対する判断

##### (1) 争点1について

固定資産税は、固定資産（土地、家屋及び償却資産）に対し、当該固定資産の所在市町村が所有者に課するものであり、所有者とは、土地については、登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録さ



一部が公共の用に供する固定資産あるいは公共の用に供する道路に該当する可能性について調査を行うべきとも考えられるところ、審査請求人は、市道の改良工事及びそれに係る境界確定の主管部局である市土木部との度重なる協議において、市道に含まれている部分の存在を主張する一方、市道の改良工事に係る損害賠償の請求や、市道に含まれている部分の面積と当該部分の代替候補地に係る本件土地の境界確定に応じず、市道に含まれている部分の地積をまずもって確定するという意志が認められないことからして、処分庁において本件土地に係る実地調査を行ったとしても市道に含まれている部分との境界を確定し当該部分を非課税とすることができなかつた以上、地方税法及び固定資産評価基準に従い登記簿に記載の面積により固定資産税の賦課決定処分を行わざるを得ないため、〇〇町〇〇〇〇〇の土地に係る賦課決定処分は、違法又は不当なものとはいえない。

(2) 争点2について

審査請求人の主張は、本件土地のうち〇〇町〇〇〇〇〇の土地の境界が確定されていないことから、同町〇〇〇〇〇に対する課税は不法であるとするものであると解される。

固定資産の評価の考え方については前述の(1)のとおりであるが、審査請求人からは、〇〇町〇〇〇〇〇の土地の登記簿に記載されている地積が現況の地積よりも大きいといったことは示されていない。また、〇〇町〇〇〇〇〇の土地は市道や河川に接しておらず私有地にのみ接しており、同町〇〇〇〇〇の土地について存在した市道の一部が含まれるような争点も見当たらない。

よって、地方税法及び固定資産評価基準に従い登記簿に記載の地積により行った〇〇町〇〇〇〇〇の土地に係る賦課決定処分は、違法又は不当なものとはいえない。

(3) 争点3について

処分についての審査請求は、正当な理由がある場合を除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月（平成28年の行政不服審査法改正前は60日。以下同じ。）を経過したときはすることができないこととされている。したがって、当該審査請求を適法な審査請求であるとするには、当該審査請求の提起日が、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過していないこと、又は当該審査請求の提起日が、本件賦課決定処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したことに正当な理由があることのいずれかが認められる必要がある。また、処分があったことを知った日とは、処分のあったことを現実に知った日をいい、社会通念上処分があったことが当事者

の知り得べき状態に置かれたときは、特別の事情のない限り、処分があったことを知ったものと解すべきとされている。

これを本件についてみると、令和2年度の賦課決定処分については令和2年〇月〇日に納税通知書が送付されており、その数日後には審査請求人に通知書が到達したと推定され、当該処分があったことを知り得べき状態に置かれていたとするのが相当である。平成31年度以前についても同様と想定され、各年度の〇月中には審査請求人は了知したものと考えられる。

したがって、審査請求人が令和2年度以前における各賦課決定処分があったことを知った日は、各年度4月頃であると認められるところ、本件各審査請求は令和3年6月1日及び令和4年5月30日付けで提起されていることから、本件各審査請求のうち令和2年度以前の賦課決定処分に係る部分については、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過している。

次に、審査請求期間の経過後に審査請求を提起した正当な理由について、審査請求人は、市が市道の改良工事において公図を改ざんし工事を実施したことで刑法に違反しており、またこれは不法行為に該当し損害賠償の責が市に発生しているが、これが履行されていないことが理由であると主張し、この原因究明は期間に関係なく行う必要があり、問題発生から19日目には異議申し立てを行っており、期間が経過しているとは考えていないとも主張している。この点、「正当な理由」とは天災等による交通・通信の途絶、その他審査請求をしなかったことについてやむを得ない理由がある場合のほか、不服申立期間について教示がされず、又は誤って長期の申立期間が教示され、当事者が他の方法でも申立期間を知ることができなかつたような場合をいうとされている。

これを本件についてみると、審査請求人の主張は、法で定められた審査請求期間に審査請求をすることができなかつた事情があるとはいえず、行政不服審査法が規定する正当な理由とは認められない。

以上のことから、本件各審査請求のうち、令和2年度以前の賦課決定処分に係る部分については、審査請求期間経過後に提起されたものであり、また、その正当な理由も認められないため、不適法なものである。

- 3 以上によれば、審理員意見書の結論と異なることなく、本件各審査請求のうち、令和3年度分及び令和4年度分については、行政不服審査法第45条第2項の規定により理由がないから棄却すべきであり、本件各審査請求のうち、平成7年度分から令和2年度分までについては、行政不服審査法第45条第1項の規定により、不適法なものであるから却下されるべきであるとし、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第6 付言

本件各審査請求に対する当審査会の判断については前述のとおりであるが、処分庁の業務の進め方について意見を付しておきたい。

本件土地については、審査請求人及び処分庁ともに、市道の一部が含まれること、及び境界が確定されれば地積が減少することの可能性について認識しているものである。また、処分庁は本件土地についての実地調査の記録は無いとしている。

以上の事項の可能性を認識しているのであれば、処分庁としては本件賦課決定処分を行うに際して、地方税法第408条に規定する実地調査を行うべきであると思われる。そのうえで、本件に関連する市道の工事を所管している市土木部とも調整をしながら、本件土地の現況地積と登記簿の地積に乖離があるのであれば、早急に解決を図るべきと考える。

以上のことを踏まえ、処分庁として適正な賦課決定処分を行うよう努められたい。

令和5年2月2日

佐世保市行政不服審査会

会 長 坂 根 純 輝

委 員 樋 口 聡 子

委 員 丸 山 優